

大分県高齢者福祉課

平成26年11月20日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 平成27年度介護報酬改定について
- 人権・同和研修等の実施について
- 介護保険施設等における事故発生防止及び安全管理の徹底について
- 今冬のインフルエンザ総合対策の推進について
- “2014～認知症について考える～介護の日記念講演会”開催！！
- 雇用管理責任者講習～介護労働者の賃金管理～受講者募集中！！

●平成27年度介護報酬改定について

平成27年度介護報酬改定に向けて、10月15日から、社会保障審議会介護給付費分科会で審議が始まりました。

今後、11月下旬まで週1回のペースで審議が行われ、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめが行われた後、12月上中旬に運営基準（省令）案に関する事項についての諮問・答申、**来年1月中下旬に介護報酬改定案**についての諮問・答申が行われる予定です。

なお、県所管の事業所に対する介護報酬改定説明会は、**平成27年3月17日（火）、18日（水）**に開催する予定です（大分市と共同開催）。詳細は、追って連絡します。

<参考：介護報酬改定の主な論点>

【訪問介護】

- 20分未満の身体介護の算定要件の見直し
- サービス提供責任者の配置基準等の見直し
- 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い
- 生活機能向上連携加算の見直し
- 予防給付の事業化に伴う人員・設備基準
 - ・訪問介護と「現行の訪問介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
→ 現行の介護予防訪問介護に準ずる
 - ・訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合
→ 現行の訪問介護員等の人員基準を満たすことが必要
- サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数

【訪問看護】

- 在宅中重度者を支える訪問看護ステーションの対応体制の評価のための加算の創設
- 病院・診療所からの訪問看護の報酬単価の引上げ
- 訪問看護ステーションと訪問リハビリテーション事業所のリハビリテーションの評価の整理

【通所介護】

- 認知症高齢者や重度要介護者を受け入れ、体制を確保している事業所を加算で評価
- 個別機能訓練加算の算定要件等の見直し
- 生活相談員の専従要件の緩和
- 小規模型通所介護の基本報酬の見直し

- 看護職員の配置基準の緩和
- 地域密着型通所介護の創設（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- 小規模な通所介護事業所のサテライト（型）事業所への移行
- 予防給付の事業化に伴う人員・設備基準
 - ・通所介護と「現行の通所介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
 - 現行の介護予防通所介護に準ずる
 - ・通所介護と「通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合
 - 従事者が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数
- お泊まりデイサービスへの対応（届出制の導入、事故報告の仕組の構築、情報の公表の推進）

※療養通所介護

- 個別送迎体制強化加算（仮称）の創設
- 入浴介助体制強化加算（仮称）の創設

【通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメントに関する報酬評価の再構築
- 短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の統合（通所リハ）
- 認知症短期集中リハビリテーションの見直し（通所リハ）
- 生活行為向上リハビリテーション加算（仮称）の創設（通所リハ）
- 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し（訪問リハ）
- リハビリテーション終了後の各種地域サービス等への移行の評価
- 重度者対応機能の評価（通所リハ）
- 重度療養管理加算の見直し（通所リハ）
- 訪問リハビリテーション事業所と訪問看護ステーションのリハビリテーションの評価の整理（訪問リハ）
- 通所リハと訪問リハの両サービスを同一事業所が提供する場合は運営の効率化

※通所系サービス共通の対応

- 送迎を行っていない場合の評価の見直し
- 送迎時における居宅内介助等の評価
- 延長加算の算定要件の見直し

【短期入所生活介護】

- 緊急短期入所に係る加算の見直し
- 短期入所生活介護における緊急時における基準緩和（静養室での受入れ）
- ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所を加算で評価
- 医療連携強化加算（仮称）の創設
- 長期利用者の基本報酬の見直し
- 基準該当短期入所生活介護の整備促進
- 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室の利活用

【短期入所療養介護】

- リハビリテーションの評価の見直し

【特定施設入居者生活介護】

- サービス提供体制強化加算の創設
- 認知症専門ケア加算の創設
- 看取り介護加算の見直し（充実）
- 要支援2の介護職員・看護職員の配置基準の変更と基本報酬の見直し
- 短期利用の要件緩和
- 法定代理受領の同意書の廃止
- 養護老人ホームの扱いの変更
→ 「外部サービス利用型」だけでなく、「一般型」の指定も可能に

【居宅介護支援】

- 福祉用具貸与のみのケアプランに係る基本報酬の評価の見直し（引下げ）
- 認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化
- 特定事業所集中減算の見直し
- 特定事業所加算の算定要件の見直し
- 運営基準の見直し（個別サービス計画の受取り、地域ケア会議への協力）

【介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション】

- 基本報酬の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問看護サービスの提供体制の見直し
- 通所サービス利用時の報酬算定（減算）の見直し
- オペレーターの配置基準の見直し
- 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化
- 同一建物減算の導入

【認知症対応型通所介護】

- 共用型認知症対応型通所介護における利用定員の見直し
 - 運営推進会議の設置の義務づけ
 - お泊まりデイサービスへの対応（届出制の導入、事故報告の仕組の構築、情報の公表の推進）
- ※「通所系サービス共通の対応」あり

【小規模多機能型居宅介護】

- 訪問体制強化加算の創設
- 登録定員の見直し（25人以下→29人以下）
- 看取り介護加算の創設
- 運営推進会議及び外部評価の効率化
- 看護職員の配置基準の緩和

- 看護職員配置加算の加算要件の見直し
- 介護予防・日常生活支援総合事業を行う併設事業所との人員・設備の共用
- 利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬の設定（同一建物減算の廃止）
- 事業開始時支援加算の廃止
- グループホームとの併設型における夜間の職員配置基準の緩和
- 広域型の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への併設の可否の個別判断化
- 中山間地域等の居住者へ通常の実施地域を越えて送迎・訪問を行った場合、新たに加算で評価

【認知症対応型共同生活介護】

- 宿直職員による夜間の加配の評価
- 看取り介護加算の見直し（充実）
- ユニット数の見直し
- 広域型の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への併設の可否の個別判断化

【複合型サービス】

- 看護体制を評価した減算及び加算を創設
- 利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬の設定
- 登録定員の見直し（25人以下→29人以下）
- 運営推進会議及び外部評価の効率化
- サービス名称の変更 →「看護小規模多機能型居宅介護（仮称）」
- 事業開始時支援加算の延長（平成30年度末まで）

※集合住宅におけるサービス提供

（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護）

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して訪問する場合、当該建物に居住する人数に関わらず、その利用者に対する報酬を10%減算
※上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、その利用者に対する報酬を10%減算

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

- 集合住宅に居住する利用者に対する報酬の減算の仕組の創設

（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

- 送迎を行っていない場合の評価の見直し

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の減額（福祉用具貸与）
- 福祉用具専門相談員の質の向上の推進

【介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）】

- 看取り介護加算の見直し（充実）
- 特別養護老人ホームの職員に係る専従要件の緩和
- サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和

- 日常生活継続支援加算の見直し
- 在宅・入所相互利用加算の要件等の見直し
- 障害者生活支援員に係る加算の見直し
- 基準費用額の見直し（介護療養病床、老健等も同様）
 - 多床室における居住費負担（光熱水費相当）の引上げ
- 多床室の居住費の引上げ（特養のみ）
 - 新たに居住費（室料相当）の負担を求める
補足給付を拡充し、第1～3段階の者の負担は増加させない
居住費を引き上げた分、基本サービス費は自動的に減額
- 基本報酬の見直し

【介護老人保健施設】

- 在宅復帰支援機能を重点的に評価（在宅強化型基本施設サービス費、在宅復帰・在宅療養支援機能加算）
- 入所前後訪問指導加算の評価の充実
- 看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和

【介護療養型医療施設】

- 医療ニーズや看取りへの対応が充実した施設を重点的に評価
 - 「療養機能強化型介護療養型医療施設（仮称）」と「その他の介護療養型医療施設」に区分

※施設系サービスの口腔・栄養

- 経口維持加算等の見直し
- 経口移行加算の見直し
- 療養食加算の見直し

※介護職員の処遇改善

- 現行の介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を手厚く評価するための区分を新設
- サービス提供体制強化加算の見直し（介護福祉士の配置の促進）

主な論点の詳細については、下記のホームページでご確認ください。

【ホームページ】 社会保障審議会（介護給付費分科会）〈厚生労働省〉

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

- （第111回）訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問看護
- （第112回）介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護
- （第113回）介護老人保健施設、介護療養型医療施設、施設系サービスの口腔・栄養
- （第114回）通所介護、通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション、療養通所介

護、介護予防通所介護・介護予防通所リハ、集合住宅におけるサービス提供、福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(第115回)療養通所介護※、福祉用具貸与・特定福祉用具販売※、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護人材の処遇改善 ※は第114回と同じ内容

●人権・同和研修等の実施について

老人福祉施設、介護保険施設・事業所については、それぞれの「人員、設備及び運営に関する基準条例」で、職員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の研修の機会を確保することが義務づけられています。

については、事業所内での研修等の計画的な実施に努めてください。

また、同和問題に関して、県内の事業所で不適切な発言があったとの報告が上がっています。高齢者（利用者）の基本的な人権に関わる大変重要な問題ですので、人権・同和研修については、必ず実施するようにお願いします。

なお、本県では、「人権問題研修講師派遣事業」を実施し、企業や団体、地域で行われる研修会・学習会に講師を派遣していますので、この事業を活用願います（費用は、研修主催者の負担）。

「人権問題研修講師派遣事業」の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】講師・教材・啓発資料の案内<人権・同和対策課>

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13700/keihatsu-shiryo.html>

●介護保険施設等における事故発生防止及び安全管理の徹底について

最近、県内の介護保険施設・事業所で、死亡事故が相次いで発生しました。

介護を必要とする高齢者が必要なサービスを受けながら心穏やかな生活を送るべき介護保険施設等においては、不測の事態に備え、十分な対策を講じておく必要があります。

については、入所者の安全を確保するため、下記のとおり万全の措置を講ずるようお願いします。

- 1 各施設、事業所等の設備及び運営に関する基準及び関係通知等の内容を再確認し、人員配置基準を遵守するとともに、事故防止のための委員会の開催や職員の研修を実施するなど、事故防止の取組を一層徹底すること。
- 2 心身の機能低下が著しい入居者については、見守り体制を充実させること。特に、食事介助、入浴介助にあたっては、バイタルチェックを徹底するなど、細心の注意を払うこと。
- 3 万一、事故が発生した場合は、被害を最小限に抑えるよう適切な措置を講じ、入居者等の家族及び市町村（保険者）等関係機関への連絡を速やかに行うとともに、その原因を明らかにし、再発防止に努めること。

●今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そのため、厚生労働省においては、今般、「平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施することとしています。

については、総合対策の内容について確認のうえ、インフルエンザ対策の徹底に万全を期すようお願いいたします。

「平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について」の内容については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について<厚生労働省>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

●“2014～認知症について考える～介護の日記念講演会”開催！！

平成26年11月22日(土)10時から、大分市明野の**大分県社会福祉介護研修センター**にて、「**2014～認知症について考える～介護の日記念講演会**」を開催します。

センターでは、毎年11月に、介護の日(11月11日)を記念して、県民の方に介護についての理解を深めてもらうための事業を実施しており、本年度は、認知症について考える講演会を開催します。

今、誰もが一番聴きたい、山内先生の認知症の話、そして認知症施策について、国は今何を考えているのか、最新情報に接してみませんか。

講演1『認知症とともに生きる社会をめざして』

時間 10:00～12:00

講師 医療法人仁恵会 佐伯保養院

副院長 山内 勇人 氏

講演2『認知症施策の現状と今後の方向性について』

時間 13:00～15:00

講師 厚生労働省老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長補佐 翁川 純尚 氏

申込み方法等の詳細については、次頁のホームページをご覧ください。問合せ先に確認してください。

【ホームページ】 介護の日記念講演会 <大分県社会福祉介護研修センター>

<http://www.okk.or.jp/wp/?p=5027>

《お問合せ・申込先》

大分県社会福祉介護研修センター

TEL 097-552-6888 FAX 097-552-6868

●雇用管理責任者講習～介護労働者の賃金管理～受講者募集中！！

公益財団法人介護労働安定センターでは、「雇用管理責任者講習」の受講者を募集しています。

「雇用管理責任者講習」とは、介護分野の事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理の責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく「介護雇用管理改善等計画」においても、介護労働者の雇用管理改善のためには、事業所における雇用管理責任者の選任及び当該責任者名の明示等が重要であるとされています。是非、積極的な申込みをお願いします。

なお、講習の受講者には受講証明書を発行いたします。

内 容	就業規則や賃金規定、基本給の種類と考え方、賃金表の種類と構造、諸手当の考え方、人事評価制度の構築、非正社員の賃金管理 等
対象者	介護分野の事業所や介護分野に参入しようとする事業所において、人事・労務等を担当する管理職又は事業所の管理者の方 等
日 時	平成26年12月12日（金）13時～16時
会 場	三井生命大分ビル9階 会議室（大分市中央町2-9-24）
定 員	50名
費 用	受講料・テキスト「介護労働者の賃金管理」 無料

※事前申込みが必要となります。詳細は、下記までお問い合わせください。

《お問合せ・申込先》

（公財）介護労働安定センター大分支部 担当：薬師寺・竹内

TEL 097-538-1481 FAX 097-538-1486